

食安発 0220 第 1 号 平成 27 年 2 月 20 日

都道府県知事各 保健所設置市長特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 (公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第23号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第30号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規 定に基づき、カンタキサンチンを省令別表第1に追加したこと。

- 2 告示関係
 - (1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬エチプロール、農薬エトキシスルフロン、農薬エトベンザニド、農薬エポキシコナゾール、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン、動物用医薬品及び飼料添加物オラキンドックス、農薬キノクラミン、動物用医薬品クレンブテロール、農薬シアゾファミド、農薬ジメトモルフ、農薬スピネトラム、農薬スピロメシフェン、農薬テブ

フロキン、農薬ハロスルフロンメチル、動物用医薬品及び飼料添加物ビコザマイシン、農薬ピフルブミド、農薬プロパモカルブ、農薬プロピコナゾール、農薬プロピザミド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ペンチオピラド、農薬メタラキシル及びメフェノキサム、動物用医薬品モキシデクチン及び動物用医薬品リンコマイシンについて、食品中の残留基準を設定したこと(別紙1参照)。

- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び飼料添加物オラキンドックス及び動物用医薬品クレンブテロールについて、食品(クレンブテロールにあっては一部の食品に限る。)において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定するとともに、オラキンドックス及びカルバドックス試験法及びクレンブテロール試験法を定め、その分析対象をオラキンドックスにあっては3ーメチルキノキサリンー2ーカルボン酸とし、カルバドックスにあってはキノキサリンー2ーカルボン酸とし、クレンブテロールにあってはクレンブテロールとする。
- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、カンタキサンチンの成分規格を設定し、 試薬・試液等を改正したこと。また、同規定に基づき、カンタキサンチン の使用基準を設定したこと。

第2 施行・適用期日

- 1 省令関係
 - 公布日から適用されるものであること。
- 2 告示関係
 - (1) 残留基準関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができる。

農薬等	食品
エトキシスルフロン	米、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物
	の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する
	動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属
	する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類
	に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及びその
	他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
エポキシコナゾール	小麦、バナナ、アボカド、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸
	棲哺乳類に属する動物の腎臓、乳、鶏の筋肉、その他の家き
	んの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、そ
	の他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏
	の食用部分及びその他の家きんの食用部分

オキシテトラサイクリン	米、さといも類、その他のいも類、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、エンダイブ、しゅんぎく、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、ほうれんそう、しょうが、その他の野菜、パパイヤ、マンゴー及びその他のハーブ
オキシテトラサイク	
リン、クロルテトラ	
サイクリン及びテト	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪
ラサイクリン(総和	
をいう。)	
オラキンドックス	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、 鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家き んの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、そ の他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食 用部分
キノクラミン	米、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブ
ジメトモルフ	とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどう
ビコザマイシン	牛の筋肉、豚の筋肉、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の 腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及び乳
プロパモカルブ	とうがらし (乾燥させたもの)
プロピコナゾール	さといも類、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、 だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、こまつな、きょう な、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、しゅんぎく、 レタス、にら、わけぎ、パースニップ、みつば、その他のな

す科野菜、しろうり、まくわうり、たけのこ、オクラ、しょうが、えだまめ、しいたけ、その他のきのこ類、びわ、ハックルベリー、かき、グアバ、その他の果実、べにばなの種子、ぎんなん、くり、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの腎臓、鶏の食

プロピザミド

米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀 類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他 の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こ んにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、 だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、ク レソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、 その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティ チョーク、チコリ、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、 にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野 菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、そ の他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす 科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類 果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、た けのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげ ん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ 類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、 オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類 果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、 ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラ ズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、 ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バ ナナ、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ ー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひま

わりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、 その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモン ド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパ イス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲 哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その 他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚 の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、 鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家き んの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、そ の他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用 部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵 牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用 モキシデクチン 部分 牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂 肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、そ の他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸 棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、 リンコマイシン その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家 きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の 家きんの卵、魚介類(さけ目魚類に限る。)、魚介類(うなぎ) 目魚類に限る。)、魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝 類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。)及びその他の魚介類

(2) 試験法関係

カルバドックスに係る試験法及びクレンブテロールに係る試験法については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができる。

(3) 添加物関係 公布日から適用されるものであること。

第3 農薬等に関する事項

1 残留基準関係

- (1) 羊、馬及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)に設定されているオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン(総和をいう。)の基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。
- (2) あひる、七面鳥及びその他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)に設定

- されているオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン (総和をいう。)の基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。
- (3) 今回基準値を設定するオラキンドックスにあっては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであってはならない。
- (4) 今回基準値を設定するジメトモルフとは、ジメトモルフ(E体)及びジメトモルフ(Z体)の和をいう。
- (5) 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているジメトモルフの基準値ついては、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料(生鮮とうがらし)中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。
- (6) 「干しぶどう」に設定されているジメトモルフの基準値ついては、現行の 基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で 農薬が検出された場合には、 当該加工品の加工工程を考慮して、原材料(ぶどう)中の濃度に換算し、「ぶ どう」の基準値への適・不適を確認する。
- (7) 今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあってはスピロメシフェン及び4ーヒドロキシー3ーメシチルー1ーオキサスピロ[4.4]ノナー3ーエンー2ーオン(以下「代謝物M1」という。)をスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあってはスピロメシフェン、代謝物M1をスピロメシフェンに換算したもの、4ーヒドロキシー3ー(4ーヒドロキシメチルー2,6ージメチルーフェニル)ー1ーオキサスピロ[4.4]ノナー3ーエンー2ーオン(以下「代謝物M2」という。)をスピロメシフェンに換算したもの及び代謝物M2の抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。
- (8) 今回基準値を設定するテブフロキンとは、テブフロキン及び6-tert-ブチル-8-フルオロ-2, 3-ジメチル-4(1H)-キノリノンをテブフロキンに換算したものの和をいう。
- (9) 今回基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び3'-イソブチル-1, 3, 5-トリメチル-4'-[2, 2, 2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリドをピフルブミドに換算したものの和をいう。
- (10) 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているプロパモカルブの基準値ついては、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で 農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料(生鮮とうがらし)中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。

- (11) 今回基準値を設定するペンチオピラドとは、農産物にあってはペンチオピラドのみをいい、畜産物にあってはペンチオピラド及び1ーメチルー3ートリフルオロメチルー1*H*ーピラゾールー4ーカルボキサミドをペンチオピラドに換算したものの和をいう。
- (12) 今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び 魚介類にあってはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物にあっ てはメタラキシル及びメフェノキサム及び2-[(2,6-ジメチルフェニ ル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及び メフェノキサムに換算したものの和をいう。
- (13) 羊、鹿及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び鹿を除く。)に設定されているモキシデクチンの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定する。

2 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、平成17年11月29日付け食安発第1129001号当職通知「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」の別添3の「改正後の一般規則5、6及び7に規定する各試験法の検出限界」を別紙2に改正する。
- (2) 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の 試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号当職通知) の第2章一斉試験法中の「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法I(畜 水産物)」の別表及び「HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ(畜 水産物)」の別表から、オラキンドックスの項を削除する。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬ピフルブミドに係る新規農薬登録、農薬エチプロール、農薬オキシテトラサイクリン、農薬シアゾファミド、農薬ジメトモルフ、農薬スピネトラム、農薬スピロメシフェン、農薬テブフロキン、農薬プロパモカルブ、農薬プロピザミド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ペンチオピラド及び農薬メタラキシル及びメフェノキサムに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

なお、農薬エトベンザニド、農薬キノクラミン、農薬スピネトラム、農薬テブフロキン、農薬ハロスルフロンメチル、動物用医薬品及び飼料添加物ビコザマイシン、農薬ピフルブミド、農薬プロパモカルブ及び農薬ペンチオピラドに係る試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

使用基準関係

1 カンタキサンチンの使用基準にいう「魚肉ねり製品(かまぼこに限る。)」 は、魚肉を主原料として調味料等を加えて練った物を加熱してたん白を凝固 させ、これを成形し、蒸し煮した物をいうものであること。

ただし、はんぺん、さつま揚げ、ツナハム、魚肉ソーセージ及びこれらの類似品はこれに含まれないこと。

2 カンタキサンチンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。